

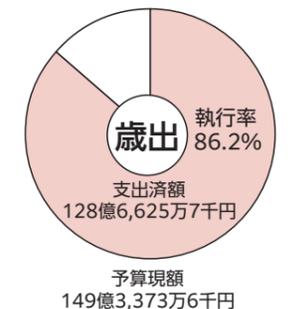
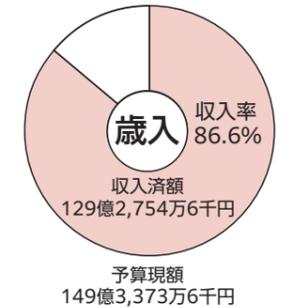
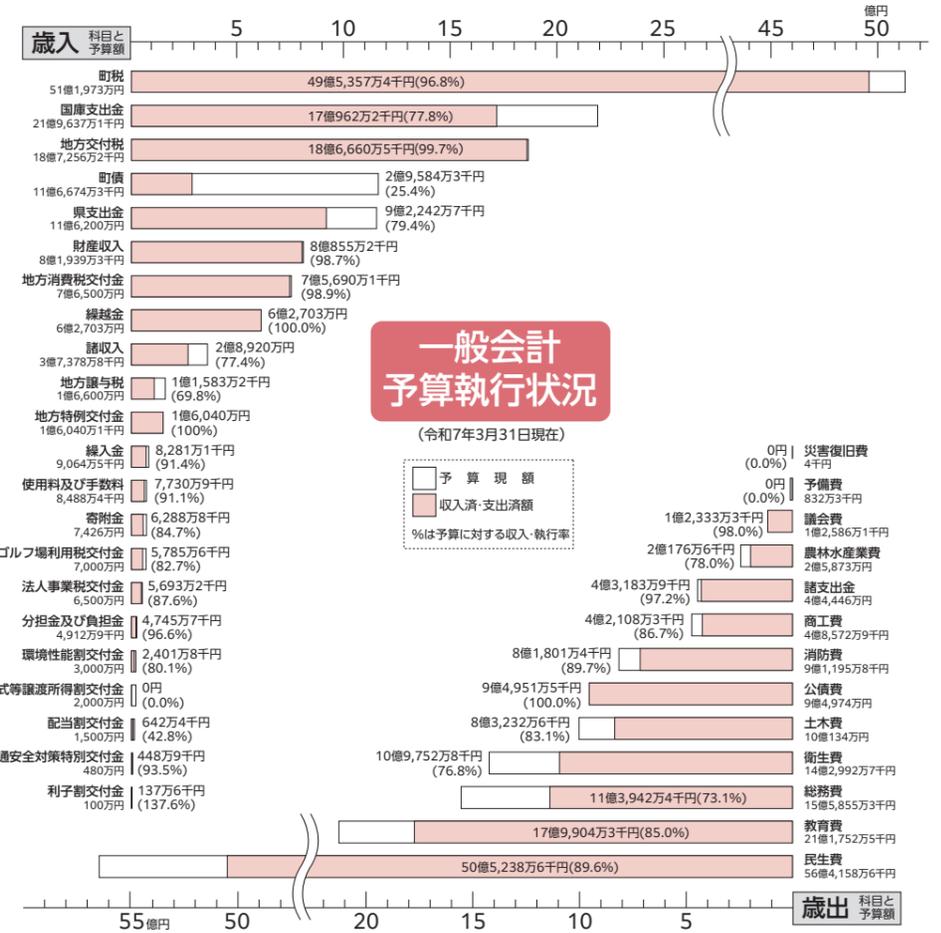
# 公表します！ 町の財政事情

## 令和6年度下半期(令和6年10月～令和7年3月)

町では、6月1日に令和6年度下半期の財政事情を公表しました。これは、町の財政事情を町民の皆さんに広く知っていただくために、毎年6月と12月の年2回、定期的に行っているものです。ここに公表した数値は、すべて3月末日現在のものです、最終的な数値は決算でお知らせします。

### 一般会計予算の収支状況

下半期に2億5,426万3千円の増額補正をした結果、前年度からの繰越額1億8,083万円を加えた最終予算額は149億3,373万6千円となりました。一般会計の収支状況は次のとおりです。



### 特別会計および企業会計予算の収支状況

歳入の予算現額72億2,510万4千円に対して収入率88.5%、また歳出は予算現額77億8,570万2千円に対して83.5%の執行率となっています。

#### 歳入

区分	予算現額	収入済額	収入率(%)	
国民健康保険	37億2,183万1千円	36億2,806万2千円	97.5	
後期高齢者医療	5億4,488万7千円	5億691万4千円	93.0	
水道事業	収益的収入	9億5,049万8千円	9億7,272万4千円	102.3
	資本的収入	8億4,184万7千円	3億1,111万6千円	37.0
下水道事業	収益的収入	6億2,852万9千円	6億2,107万1千円	98.8
	資本的収入	5億438万1千円	3億3,331万8千円	66.1
公設浄化槽事業	収益的収入	1,454万8千円	1,270万1千円	87.3
	資本的収入	1,858万3千円	510万1千円	27.4
合計	72億2,510万4千円	63億9,100万7千円	88.5	

#### 歳出

区分	予算現額	支出済額	執行率(%)	
国民健康保険	37億2,183万1千円	35億4,977万5千円	95.4	
後期高齢者医療	5億4,488万7千円	4億9,096万8千円	90.1	
水道事業	収益的支出	9億3,586万円	8億6,103万8千円	92.0
	資本的支出	12億6,107万9千円	6億398万2千円	47.9
下水道事業	収益的支出	6億1,068万円	5億9,993万3千円	98.2
	資本的支出	6億7,600万9千円	3億8,061万5千円	56.3
公設浄化槽事業	収益的支出	1,653万8千円	1,280万9千円	77.5
	資本的支出	1,881万8千円	510万4千円	27.1
合計	77億8,570万2千円	65億4,222万4千円	83.5	

企画財政課 ☎581・2121内線321

### ご参加ください！ 介護予防サポーター養成講座

地域で高齢者が仲間と共に行う体操寄居いきいき百歳体操」の活動を支援する介護予防サポーターを募集します。

- ▼日時／6月18日(水)、25日(水)、7月2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)、8月1日(金)、6日(水)(全8回)
- ▼午後1時30分～3時30分(受付1時15分)
- ▼場所／男衾コミュニティセンター多目的ホール
- ▼対象／町内在住の方
- ▼定員／30人(申込順)
- ▼持ち物／筆記用具、タオル、水分補給ができるもの、室内運動靴、体操ができる服装
- ▼内容／理学療法士による運動指導と介護予防に関する講義等
- ▼費用／無料
- ▼申し込み／6月9日(月)から、電話で福祉課へお申し込みください。
- ▼その他／全8回の講座のうち6回以上受講された方が介護予防サポーターとして活動できます。

☎581・2121内線123・124

### 紹介します！ 徘徊高齢者探索サービス

町では、徘徊行動によって見守りが必要な高齢者等を対象に、位置情報端末を常時身に着けることで、行方不明時にインターネットや電話照会で現在位置を確認することができるサービスを提供しています。

また、このサービスには日常生活賠償補償が付帯されており、サービス利用者が意図せず踏切に進入して鉄道を止めてしまうなど、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償し、ご家族の負担を軽減することができます。

- ▼対象／徘徊行動があり自力で帰宅することが困難な町内在住の在宅生活者で、次のいずれかに該当する方
- ① 65歳以上の認知症高齢者
- ② 「介護保険法」に規定する要介護認定のある方
- ▼利用者負担額／月額8,255円(税込)
- ※生活保護を受給されている方は無料
- ▼その他／申請方法や利用方法等の詳細は、福祉課へお問い合わせください。

☎581・2121内線123・124



位置情報端末

### 戦没者等のご遺族の皆さんへ 第十二回特別弔慰金について

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において「恩給法」による公務扶助料や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、第十二回特別弔慰金を、次の順番による最先順位のご遺族お一人に支給します。

- ▼対象
- ① 令和7年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④ ①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

- ▼請求期限／令和10年3月31日まで
- ※期限を過ぎると特別弔慰金の請求ができなくなります。
- ▼支給内容／額面27万5千円、5年償還の記名国債
- ▼請求手続き／必要な書類をご案内します。事前に福祉課へお問い合わせください。

☎581・2121内線122

### 祝長寿 敬老祝金を給付します！

町では、長寿を祝福するため、9月下旬に敬老祝金を給付します。

給付対象者	給付額
満77歳の方 (昭和22年9月3日～昭和23年9月2日生)	10,000円
満88歳の方 (昭和11年9月3日～昭和12年9月2日生)	20,000円
満99歳以上の方 (大正15年9月2日以前に生まれた方)	30,000円

※令和7年9月1日時点で、引き続き1年以上寄居町に住所を有していることが給付の要件となります。

口座振込、または寄居町地域通貨Yorri Ca(ヨリカ)ポイントを付与したカードを交付します。

※ヨリカの使用期限は令和8年3月31日(火)までです。

#### 振込方法について

新たに対象となる方  
6月下旬に敬老祝金受取方法申出書を郵送しますので、手続きをお願いします。

過去に敬老祝金の給付を受けたことがある方  
過去に給付を受けたときと同じ口座へ振り込みます。振込先の変更や、ヨリカでの受け取りを希望する場合は、申出書の提出が必要となりますのでお問い合わせください。

※申出書の提出が遅れた場合や、内容に不備があった場合は、支給が遅くなる場合があります。

☎581・2121内線123・124